

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
- 2 一問一答方式

質問件名 市民とともにまちづくりを行う条例を運用に耐えうるものに

質問要旨

前回に引き続き、東京サレジオ学園の北側にある土地(同学園から事業主に売却された土地)の大規模開発について問う。関連して最後の質問では請願第 18 号の回田町の開発について問う。

前者の開発においては、周辺住民や市からの再三の協議要請に事業主が応じてこなかったことを背景に、市としても初めて直面する課題がいくつも生じてきたと捉えている。私の認識では、問題は、条例に不備があることと、不備を運用でカバーしきれていないことにある。周辺住民の方々から、手続き上事業主と住民が公平に扱われていないなども含め具体的に問題が指摘されており、市も改善に着手し始めているものと思う。今回のことを契機に「小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例(以下開発条例と呼ぶ。)」を運用に耐えうるものに改良し、カバーする運用面も整え、開発条例第 5 条に明記された「市民とともにまちづくりを行う」という思想を实のあるものにしてほしい。そのため以下質問する。

1. 本年 9 月定例会の答弁で「市民とともにまちづくりを行う」の意味は「事業主と周辺住民が、相手の立場を尊重し、譲り合いの精神を持って自主的に協議を行うこと」等であった。しかしこれが条文にないため、事業主は自主的協議を行わないことが条例違反になるという認識がない。条例にある事業主の責務について、前回答弁のとおり、事業主と周辺住民が自主的に協議を行うこと等を明記すべきではないか。
2. 自主的な協議を行うタイミングは特に定めがないため、初めて協議に応じるのが工事着工段階であっても事業主の責務を果たすことになってしまう。この抜け穴を塞ぐため、例えば「周辺住民から協議の要求があった場合、できる限り速やかに、遅くとも 3 週間以内に」など、具体的に協議を行うタイミングについて条例に明記するのはどうか。
3. 今回、土地利用構想に係る手続きの中で事業主が新しい図面を 2 度提示した。どちらも説明会がなく、うち 1 回は土地利用構想に係る調整会の中で提示されるなどし、混乱を招く事態となったことについて、市の見解を問う。
4. 小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則の別表第 6 に「道路の両端が他の道路に接続すること。ただし、市長が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めるときは、袋路状道路とすることができる。」とある。前回、市長が認めるときというのは、東京都の審査基準を満たすときという旨の答弁だったが、そのことは条例のどこにも記載がない。市の開発事業の手引きに「隅切り、道路幅員及び転回広場等は、東京都の基準及び市との協議による。」と注釈があるが、これをもって「市長が認めるのは、東京都の審査基準を満たす場合」と解釈するのは無理がある。市長の裁量権逸脱を指摘する声もある。市長が認めるときと書くよりも、東京都の審査基準によると書いてはどうか。
5. 本年 10 月に行われた土地利用構想に係る調整会第 1 回目で傍聴人数が当初制限されていたため混乱があった。小平市審議会等の会議の公開に関する事務取扱要領には「傍聴人の定員は、原則として 10 人以内とする。ただし、会議の議長が特に認める場合は、この限りでない。」とある。しかし当初、議長(市)は超過人数を認めない状況だった。要領を「傍聴人の定員は、場所、日時、当日の状況に応じて、可能な限り配慮する」とすればよいのではないか。
6. 今回、まちづくりは土地が売却される前から始まっていることが分かった。この観点を施策に取り入れてはどうか。
7. 条例の不備を運用でカバーする際、最後の砦は市長だ。例えば今回、市長が直接事業主に対し協議に応じるよう促すこともできたはずだ。市長の見解は。
8. 回田町の開発でも、市民とともにまちづくりという点がひとつの焦点だ。子どもたちの安全が脅かされている状況の打開に向け、開発条例では対応し切れない部分で、運用でのカバーという観点から、市長は、関係者と協議することは行ってきたか。協議していない場合、他に何らかの行動を取ってきたか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 4 年 11 月 17 日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名

安竹 洋平

受付番号【 】
